

# 長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る取扱いの見直しについて

長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱を改正し、平成 30 年 10 月 1 日からの総合事業の指定基準については、以下のとおり取扱います。

なお、一体的に行う場合の取扱いについては、国の「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についての Q & A【平成 27 年 8 月 19 日版】を適用することとしますので、併せてご確認ください。

## 1 指定介護予防訪問介護相当サービス

### (1) 訪問介護員の任用要件について

生活援助従事者研修の修了者について、生活援助のみを行う訪問介護員として従事することを可能とする。当該研修修了者は身体介護を行うことはできない。

### (2) サービス提供責任者の任用要件について

任用要件のうち、初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者を廃止する。ただし、現に従事している者については平成 30 年度末までの間、従事を可能とする。

### (3) サービス提供責任者の責務について

サービス提供責任者の責務として、介護予防支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うことを追加する。

### (4) 不当な働きかけの禁止について

介護予防サービス計画等の作成・変更に関し、計画作成者に対して、利用者に必要なサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

## 2 指定生活援助サービス

### (1) 従業者及び訪問事業責任者の任用要件について

生活援助従事者研修の修了者について、従業者として従事することを可能とする。

### (2) 訪問事業責任者の責務について

訪問事業責任者の責務として、介護予防支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うことを追加する。

### (3) 不当な働きかけの禁止について

上記 1 (4)と同様。

### (4) 指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービス（以下、「指定訪問介護等」という。）と一体的に行う場合の人員基準について

指定生活援助サービスの人員基準について、以下のとおり緩和する基準を設ける。

**ア 従業者：指定訪問介護等の訪問介護員との兼務を可能とし、指定訪問介護等の業務に従事することができることとする。**

従業者は、必要数を置くこととする。ただし、指定訪問介護等の利用者数に対し、指定訪問介護等の人員基準を満たすことをもって、従業者の員数を満たしているものとみなすことができる。

※指定訪問介護等と指定生活援助サービスの勤務時間の按分等は不要とする。

例：(ア) 現行

	利用者数	訪問介護員（従業者）
指定訪問介護等	30人	常勤換算 2.5以上
指定生活援助サービス	10人	必要数
<b>合 計</b>	<b>40人</b>	<b>常勤換算 2.5以上+必要数</b>

(イ) 見直し後

	利用者数	訪問介護員（従業者）
指定訪問介護等	30人	
指定生活援助サービス	10人	
<b>合 計</b>	<b>40人</b>	<b>常勤換算 2.5以上</b>

※ただし、兼務を行うためには、訪問介護員及び従業者の任用要件を満たす必要があるため、市の定める研修修了者の勤務は、指定訪問介護等の基準である「訪問介護員 常勤換算方法2.5以上」に含むことができませんのでご注意ください

**イ 訪問事業責任者：指定訪問介護等のサービス提供責任者との兼務を可能とする。**

訪問事業責任者は、必要数を置くこととする。ただし、指定訪問介護等の利用者数と指定生活援助サービスの利用者数を足した時にもなお、配置されているサービス提供責任者の数が充足している場合には、訪問事業責任者の必要数を満たしているものとすることができる。

※指定訪問介護等と指定生活援助サービスの勤務時間の按分等は不要とする。

例：(ア) 現行

(単位：人)

	利用者数	サービス提供責任者（訪問事業責任者）
指定訪問介護等	30人	1人以上
指定生活援助サービス	10人	必要数
<b>合 計</b>	<b>40人</b>	<b>1人以上+必要数</b>

(イ) 見直し後

(単位：人)

	利用者数	サービス提供責任者（訪問事業責任者）
指定訪問介護等	30人	1人以上
指定生活援助サービス	10人	必要数
<b>合 計</b>	<b>40人</b>	<b>1人以上</b>

※ただし、兼務を行うためには、サービス提供責任者及び訪問事業責任者の任用要件を満たす必要があるため、介護職員初任者研修課程修了者、生活援助従事者研修課程修了者及び市が定める研修修了者等は、サービス提供責任者を兼ねることができませんのでご留意ください。

【参考】 人員基準

(単位：人)

人員基準	訪問介護員（従業者）	サービス提供責任者（訪問事業責任者）
指定訪問介護等	常勤換算方法で2.5以上	利用者40：1以上 ※40超の部分については、常勤換算方法によることができる
指定生活援助サービス	必要数	必要数

**3 指定介護予防通所介護相当サービス**

機能訓練指導員の資格要件に、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師及びきゅう師」を追加する。

**4 指定ミニデイサービス**

- (1) 機能訓練指導員の資格要件について

上記3と同様。

- (2) 指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護相当サービス（以下、「通所介護等」という。）と一体的に行う場合の人員及び設備基準について

指定ミニデイサービスの人員基準及び設備基準について、以下のとおり緩和する基準を設ける。

**ア 人員基準：従業員は、指定通所介護等の従業員との兼務を可能とし、指定通所介護等の業務に従事することができることとする。**

※指定通所介護等と指定ミニデイサービスの勤務時間の按分等は不要とする。

- (ア) 介護職員

利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。ただし、指定通所介護等と指定ミニデイサービスの利用者数の合計数に対して指定通所介護等の人員基準を満たしていれば、指定ミニデイサービスの人員基準を満たしているものとしてすることができることとする。

**a** それぞれの人員基準により従業員数を算出する場合

例：(a) 現行

(単位：人)

	利用者数	介護職員	機能訓練指導員
指定通所介護等	25人	3人	1人以上
指定ミニデイサービス	25人	2人	1人以上
<b>合計</b>	<b>50人</b>	<b>5人</b>	<b>2人以上</b>

(b) 見直し後

(単位：人)

	利用者数	介護職員	機能訓練指導員
指定通所介護等	25人	3人	/
指定ミニデイサービス	25人	2人	
<b>合計</b>	<b>50人</b>	<b>5人</b>	<b>1人以上</b>

**b** 利用者数を合算し、通所介護等の人員基準により従業員数を算出する場合

例：(a) 現行

(単位：人)

	利用者数	介護職員	機能訓練指導員
指定通所介護等	13人	1人	1人以上
指定ミニデイサービス	2人	1人	1人以上
<b>合計</b>	<b>15人</b>	<b>2人</b>	<b>2人以上</b>

(b) 見直し後

(単位：人)

	利用者数	介護職員	機能訓練指導員
指定通所介護等	13人	/	/
指定ミニデイサービス	2人		
<b>合計</b>	<b>15人</b>	<b>1人</b>	<b>1人以上</b>

(イ) 機能訓練指導員

指定通所介護等に配置している人員が兼務することにより、指定ミニデイサービスの人員基準を満たしているものとする。

**【参考】人員基準**

(単位：人)

職種	介護職員		機能訓練指導員
	利用者の数	15人超の部分について	
指定通所介護等	1以上	5：1以上	1以上
指定ミニデイサービス	1以上	10：1以上	1以上

**イ 設備基準：指定通所介護等との設備の共有を可能とする。**

サービスの提供に必要な広さを、指定通所介護等と指定ミニデイサービスの利用定員を合算した数に対し、3㎡を乗じて得た面積以上を有することとする。また、指定通所介護等と同じ区画内とすることができることとする。

例：(ア) 現行

	利用定員	設備基準	
指定通所介護等	14人	$14(\text{人}) \times 3(\text{m}^2)$ = 42 (m <sup>2</sup> )	※通所介護等とミニデイサービスの <u>区画を分ける</u>
指定ミニデイサービス	1人	$1(\text{人}) \times 3(\text{m}^2)$ = 3 (m <sup>2</sup> )	
<b>合 計</b>	<b>15人</b>	<b><math>15(\text{人}) \times 3(\text{m}^2)</math></b> <b>= 45 (m<sup>2</sup>)</b>	

(イ) 見直し後

	利用定員	設備基準	
指定通所介護等	14人	$14(\text{人}) \times 3(\text{m}^2)$ = 42 (m <sup>2</sup> )	※通所介護等とミニデイサービスとの <u>区分けは不要</u>
指定ミニデイサービス	1人	$1(\text{人}) \times 3(\text{m}^2)$ = 3 (m <sup>2</sup> )	
<b>合 計</b>	<b>15人</b>	<b><math>15(\text{人}) \times 3(\text{m}^2)</math></b> <b>= 45 (m<sup>2</sup>)</b>	